

残暑お見舞い申し上げます

立秋とは名ばかりの厳しい猛暑日が続きますが、組合員の皆様におかれましては、お健やかに過ごしてでしょうか。

今年も早いもので、8月も残りわずかとなりました。残暑を乗り越え、実り多き秋を迎えられますようお祈りいたします。

Contents

- 総代の組合員様へ 通常総代会のご案内について
- お盆の「休日割引」適用除外について
- 車検ステッカーの貼り付け位置が変更になりました
- 安全運転管理者によるアルコールチェック義務化について
- 2023年度の最低賃金 全国平均で初めて時給1,000円超えに
- 中小企業のための補償保険制度のご案内
- 技能実習生等に対する「人身取引」は、
重大な人権侵害であり、犯罪です
- 技能実習生の労働災害を防止しましょう
- JITCO保険 保険金請求手続きのお願い
- 研修センターの夏



日本三大渓谷美のひとつ、小豆島の寒霞渓(かんかけい)山頂からの眺め(8月)。瀬戸内海の素晴らしい景色が広がっていました。

総代の組合員様へ

通常総代会のご案内について

平素は組合の運営に対し格別のご高配を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。さて、この度、本年10月23日(月)に第23回通常総代会を開催する運びとなりました。近年は新型コロナの感染拡大防止の観点から規模を縮小して開催し、組合定款の規定に基づき書面議決をご選択いただいておりますが、本年は4年ぶりに会場にて開催いたします。

総代の組合員の皆様には、通常総代会のご案内について、10月初旬に開催通知をお送りさせていただきます。ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、何卒ご出席を賜りますようお願いいたします。



組合事務所

また、お陰様で、本年は節目となる創立30周年を迎える開催となります。今後とも組合員の皆様のお役に立てますよう精進してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

お盆の「休日割引」適用除外について

2023年8月の
休日割引適用除外日

高速道路会社4社(NEXCO3社及び本四高速)及び宮城県道路公社の高速道路では、国土交通省からの依頼により、交通混雑時期等における交通分散の観点などから、お盆においては全国を対象として休日割引が適用されません(2023年1月30日発表)。請求額をご確認の際は、ご承知おきください。

※休日割引が適用されないことに伴う他の割引の適用については変更ありません。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

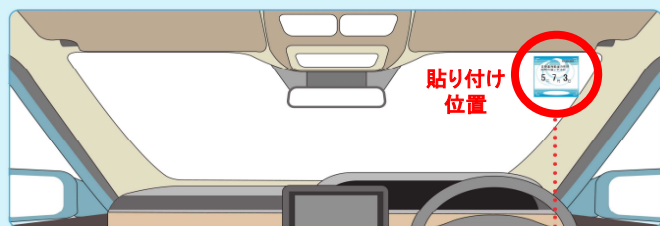
× : 適用除外日 ■ : 適用日

車検ステッカーの貼り付け位置が変更になりました

2023年7月3日より車検ステッカーの貼り付け位置が変更になりました。従来の貼り付け位置は「前方から見やすい位置」と規定されており、ルームミラーの裏付近や助手席側の左上部などが一般的でした。しかし、変更後の貼り付け位置は「運転席上部で、車両中心から可能な限り遠い位置」となるため、**運転席側の右上部が主な位置**となります。(ただし、この規定位置で運転者の視野を妨げる場合は、視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置でも認められます。)

なお、2023年7月3日までに貼り付けてあるステッカーについては貼り直す必要はありませんので、次回の車検ステッカー交付時に新しい位置へ貼り付けましょう。

新しい貼り付け位置 (前方かつ運転者席から見やすい位置)
運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置



【自動車検査登録総合ポータルサイト】

<https://www.jidoushatourokuportal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/inspect/sticker/index.html>

安全運転管理者によるアルコールチェック義務化について

2023年12月1日より安全運転管理者制度(1965年6月施行)にもとづいて安全運転管理者を選任している事業所は、業務としての運転前、運転終了後の従業員に対して飲酒の有無を確認することが義務付けられることになりました。また、運転者の状態(顔色、呼気の臭い、応答の様子)の目視での確認や、呼気中のアルコール濃度を検知器を用いて確認し、内容を記録したものを1年間保存する必要があります。記録様式は法律で定められていませんが、「確認者氏名」、「確認方法」、「指示事項」等の必須事項が8つ定められていますので、記録作成の際に注意しておく必要があります。

アルコールチェック義務化に際して当組合が組合員の皆様にご案内できるサービスや商品がないか現在検討しておりますので、ご要望等ございましたらお気軽にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

協同組合フリーネットワーク

0120-117-931



2023年度の最低賃金 全国平均で初めて時給1,000円超えに

今年度の最低賃金について厚生労働省の審議会は、7月28日、全国平均の時給で過去最大の41円引き上げとする目安をとりまとめました。物価上昇を踏まえ、初めて全国平均の時給が1,000円を超えました。

最低賃金は、企業が労働者に最低限支払わなければならない賃金で、都道府県ごとに異なります。組合所在地である香川県の新しい最低賃金については8月7日、香川地方最低賃金審議会により、現在より40円引き上げ「918円」とするよう香川労働局長に答申されました。新しい最低賃金は異議申し出手続きを経て、今年10月から各都道府県ごとに順次発効されます。給与計算に関わる大切な内容ですので、適用される改定最低賃金をご確認くださいませようようお願い申し上げます。



中小企業のための補償保険制度のご案内



当組合が会員団体になっている全国中小企業団体中央会（以下：中央会）では、さらなる経営支援と福利厚生の充実に目的として団体保険制度を運営しています。中央会が保険会社と団体契約を締結し、傘下の会員事業者が加入者となる方式によって低廉な保険料による制度加入が可能となっています。

団体保険の対象には会員団体の構成員も含まれるため、当組合の組合員様にもご加入いただけます。新たに保険への加入をお考えの場合や、現在すでに保険加入しているが割引等がない組合員様は是非一度ご検討いただきますようお願いいたします。

関連保険会社や取扱い保険については中央会ホームページにて紹介されておりますので、ご興味のある組合員様はご確認いただきますようお願い申し上げます。

【全国中小企業団体中央会 中小企業のための補償保険制度のご案内】

<https://www.chuokai.or.jp/archive/insu/index.htm>



ちょっと待った、その行動！その言葉！

**技能実習生等に対する「人身取引」は、
重大な人権侵害であり、犯罪です。**



技能実習生・特定技能外国人を受け入れている企業による技能実習生等に対する「強制労働」や「中間搾取」などは、「人身取引」に該当する可能性があります。「人身取引」は重大な人権侵害行為であり、犯罪にあたりますので絶対にあってはなりません。技能実習生等に対して暴力、脅迫、怒鳴る、殴りかかるなどして恐怖を与え働かせたり、職場内の上下関係を利用するなどして技能実習生等を従わせるを得ない状況にして働かせたりする場合も「人身取引」に該当する可能性があります。このような人権侵害行為があった場合は関係法令により処罰の対象となり得るほか、技能実習制度においても、技能実習計画認定の取消し事由とされており、外国人技能実習機構および主務省庁において、必要な調査・指導等を実施の上、技能実習法違反が認められた場合には行政処分がおこなわれるなど厳正に対処されます。

法令の規定にかかわらず、技能実習生等の外国人に対する人権侵害行為は、外国人の人権擁護の観点からも、決して許されるものではありません。また、技能実習生等は、来日前に日本語の勉強をしているものの海外生活が初めての者が大半で各々が様々な不安を抱えており、仕事面だけでなく生活面での不安や言葉の壁から周りの環境になかなか馴染めない技能実習生等も数多くいます。そのため、人権侵害行為の問題発生を未然に防ぐためにも、周りの従業員の方々との日頃のコミュニケーションや技能実習生等の精神面への寄り添い方も重要となってきます。技能実習生等の受入れ企業様におかれましては、暴行事案等に限らず、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの人権侵害行為は日常の無自覚な言動の中でも起こり得ることに十分留意していただき、職場内の上下関係や従業員同士の人間関係を含め、技能実習生等への人権侵害等の不適正な対応が生じていないか、改めて徹底したご確認をおこなっていただきますようお願いいたします。

また、妊娠・出産等を理由とした解雇や不利益取扱いも法律で禁止されており、重大な人権侵害にあたります。妊娠が発覚しても、技能実習・特定技能をやめる必要はありません。技能実習生等と話し合い、技能実習・特定技能の継続意思や本人の希望を踏まえて必要なご対応・ご支援をいただき、技能実習生等が安心して妊娠に向き合える環境の整備にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、「人身取引」に該当する可能性のある人権侵害行為について、詳しくは同封のリーフレットをご確認ください。この注意喚起は、外国人技能実習機構だけでなく、出入国在留管理庁、厚生労働省の連名で公表されたものです。受入れ企業様の事業所に掲示いただき従業員の皆様にも周知徹底していただくなど、改めて健全な運用をお願い申し上げます。

技能実習生の労働災害を防止しましょう



近年、外国人労働者の労働災害は増加傾向にあり、技能実習生の労働災害は、年間約500件にも上ります。また、死亡又は後遺障害の残る重篤な災害も発生しています。

技能実習生が労働災害に被災しないため、また、労働災害の加害者とならないためにも、作業手順や安全のためのルールを理解してもらうことが必要です。この際、技能実習生は簡単な意思疎通はできたとしても、難しい日本語や早口での日本語を聞き取ることは困難です。仕事を指導する場面では、簡単な日本語に変えたりゆっくりと話したりと理解しやすいように努めていても、いざ危険な作業現場等に出ると、早口で伝えてしまったり強い口調で伝えてしまうことがあります。技能実習生に作業内容や安全のための注意事項が伝わっていなければ、労働災害につながる可能性が大きくなります。技能実習生の日本語が不自由であることを忘れずに丁寧な説明を心掛けていただきますようお願い申し上げます。

なお、労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。報告しなかったり虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがありますのでご注意ください。

外国人技能実習生・特定技能外国人総合保険(JITCO保険) 保険金請求手続きのお願い

技能実習生および特定技能外国人の受入れ企業様にご加入いただいている外国人技能実習生・特定技能外国人総合保険(JITCO保険)について、訪問時に順次パンフレット等をお渡ししご説明させていただいておりますとおり、今後は受入れ企業様において保険金請求手続きをおこなっていただきますようお願い申し上げます。保険加入・解約手続きは、引き続き組合にてお手続きさせていただきます。何かご不明な点等ございましたら、株式会社国際研修サービス(TEL:03-3453-3700)または組合(TEL:087-813-1910 担当:村上)までお問い合わせください。お手数料をおかけしますが、何卒よろしくお願いたします。

研修センターの夏

研修センター(高松市桜町)で入国後講習中の技能実習生たちにとっては、初めての日本の夏。慣れない猛暑に戸惑いながらも夏のイベントに出かけるなど、明るく元気に過ごしています！

組合職員から大きなスイカの差し入れ♪とても喜んで食べてくれました！



高松の夏の風物詩、「高松まつり」を楽しみました！

祭りの最中にベンチで休んでいると、インドネシア人実習生の洋服を見て「どこの国から来たの？」と話しかけてくれた右側の男性。なんと、日本で育てたインドネシアの唐辛子を、カートで販売していたようです。



日本のスーパーでは売っていない母国の唐辛子をお手頃価格でゲット！早速料理に使い、「美味しかった」と笑顔で話してくれました。



7月下旬、高松サポートでおこなわれた、専門学校で学園祭に行きました。世界各国の留学生と繋がるよう、留学生たちによるイベントの開催だけでなく、留学生や企業による色々な紹介、情報提供や相談等のための様々なブースが設けられていました。

行きは電車で！



様々なブースを興味深く見て回っていました。下段中央の写真は、インドネシアの紹介のブース。インドネシア人留学生と、ハイ、チーズ！



帰りはバスで！公共交通機関を利用できるようになると、実習生たちの行動範囲も広がります。